

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 5 日

株主および登録株式質権者各位

京都府京都市右京区西京極大門町 26 番地
ダイニック株式会社
代表取締役社長 細田 敏夫

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、下記の事項を公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

同法の施行に伴い、通知対象株主等のために当社の申出により、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。

名 称 みずほ信託銀行株式会社
住 所 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

2. 株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、通知対象株主等について、同法の施行日以降、遅滞なく、振替機関である株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第 8 条第 5 項の定める事項を通知いたします。

以 上

(注)

「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。